



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 アシードホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河 本 大 輔
(コード番号 9959 東証第二部)
問合せ先 執行役員総務グループ担当 広 江 啓 司
(TEL . 084 - 923 - 5552)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 43 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の理由

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 43 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これにともない、新設する監査等委員および監査等委員会に関する規定を追加する一方、廃止する監査役および監査役会に関する規定を削除するものです。また、会社法の改正にともない、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が社外取締役でない非業務執行取締役まで拡大されたことから、所要の変更を行うものです。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章～第3章<条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条<条文省略></p> <p>第20条(取締役の員数) 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>第21条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3<条文省略></p> <p>第22条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第23条～第25条<条文省略></p> <p>第26条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条<条文省略></p> <p>第28条(取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第1章～第3章<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条<現行どおり></p> <p>第20条(取締役の員数) 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>第21条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3<現行どおり></p> <p>第22条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第23条～第25条<現行どおり></p> <p>第26条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条<現行どおり></p> <p>第28条(取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

< 新設 >

第 29 条 < 条文省略 >

第 30 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 31 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 32 条 (社外取締役との責任限定契約)

当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 33 条 (監査役および監査役会の設置)

当社は監査役および監査役会を置く。

第 34 条 (監査役の員数)

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 35 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 36 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。

3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までと

第 29 条 (業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。

第 30 条 < 現行どおり >

第 31 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 32 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 33 条 (取締役との責任限定契約)

当社は取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 34 条 (監査等委員会の設置)

当社は監査等委員会を置く。

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

する。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第37条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。

第38条（監査役会の招集通知）

監査役会は、各監査役が招集することができる。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第39条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第40条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

第41条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第42条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第43条（社外監査役との責任限定契約）

当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第44条～第46条<条文省略>

第47条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第48条～第50条<条文省略>

<削除>

第35条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会は、各監査等委員が招集することができる。

- 2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第38条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人

第39条～第41条<現行どおり>

第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第43条～第45条<現行どおり>

<新設>

附則

- 1 第43期定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条の定めるところによる。